

株式会社 村田製作所

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第1条

当会社は、株式会社村田製作所と称し、英文では、Murata Manufacturing Co., Ltd.と表示する。

(目 的)

第2条

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 窯業および化学製品の製造ならびに売買
- (2) 電子および電気機器、同部品および同材料の製造ならびに売買
- (3) 医療機器の製造販売、製造および販売
- (4) その他の機械、同部品および同材料の製造ならびに売買
- (5) 情報、ソフトウェアならびに通信サービスの提供
- (6) 各種計測ならびに分析に係るサービスの提供
- (7) 施設保守、造園、清掃、廃棄物処理等の環境整備に関する業務
- (8) 前各号に関する技術およびノウハウの供与ならびに指導
- (9) 各種印刷、書籍の出版ならびに販売
- (10) 旅行斡旋、損害保険代理、生命保険募集、倉庫、貨物運送に関する業務
- (11) 労働者派遣、有料職業紹介ならびに能力開発および教育訓練に関する業務
- (12) 美術品、工芸品および不動産の売買、賃貸借、仲介ならびに管理
- (13) 燃料、食料品、酒類、日用雑貨および教育機器の販売
- (14) レストラン、喫茶店等の飲食店の経営
- (15) 有価証券の保有、運用ならびに投資
- (16) 発電および電気の供給
- (17) 以上に付帯または関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条

当会社は、本店を京都府長岡京市におく。

(機 関)

第4条

当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関をおく。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条

当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条

当会社の発行可能株式総数は、52億2,900万株とする。

(単元株式数)

第7条

当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条

当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第9条

当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第10条

1. 当会社は、株主名簿管理人をおく。
2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第11条

当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第12条

当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要に応じて隨時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条

当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

(招集権者および議長)

第14条

1. 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招

集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第15条

1. 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第16条

1. 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条

1. 株主またはその法定代理人は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。
2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 4 章 取 締 役 お よ び 取 締 役 会

(員 数)

第18条

当会社の監査等委員でない取締役は10名以内、監査等委員である取締役は5名以内とする。

(選任方法)

第19条

1. 取締役は、監査等委員でない取締役と監査等委員である取締役とを区別して、株主総会において選任する。
2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第20条

1. 監査等委員でない取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(役付取締役)

第21条

当会社は、監査等委員でない取締役のなかから取締役会の決議によって、取締役社長1名を選定する。

なお、必要があれば取締役会長1名および取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各々若干名を選定することができる。

(代表取締役)

第22条

1. 取締役社長は、代表取締役とする。
2. 前項のほか、取締役会の決議によって、監査等委員でない取締役のなかから、5名以内の代表取締役を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第23条

1. 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除いて、取締役会においてあらかじめ定めた取締役がこれを招集し、議長となる。
2. 前項の取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(招集手続)

第24条

1. 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の場合には、招集期間を短縮することができる。
2. 取締役会は、取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第25条

当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

(取締役への委任)

第26条

当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会規程)

第27条

取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第28条

1. 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、監査等委員でない取締役と監査等委員である取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。
2. 前項の取締役の報酬等には、取締役が使用人を兼ねる場合に受ける使用人給与は含まない。

(取締役との責任限定契約)

第29条

当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、同法第423条第1項の賠償責任に関し、法令が規定する最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。

第 5 章 監 査 等 委 員 会

(常勤の監査等委員)

第30条

監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(招集手続)

第31条

- 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の場合には、招集期間を短縮することができる。
- 監査等委員会は、監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開催することができる。

(監査等委員会規程)

第32条

監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第33条

当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第34条

当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第35条

- 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。
- 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。
- 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金等の除斥期間)

第36条

- 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないとときは、当会社はその支払義務を免れる。
- 前項の金銭には、利息をつけない。

附 則

(社外監査役との責任限定契約に関する経過措置)

平成28年6月開催の第80回定時株主総会の終結前の会社法第423条第1項の賠償責任に関する社外監査役（社外監査役であった者を含む。）と締結済の会社法第427条第1項の規定による責任限定契約については、なお同定時株主総会決議による変更前の定款第37条の定めるところによる。

(2024年6月27日改定)